

『過重労働防止の基本と実務』

お詫びと訂正

本書におきまして、以下の誤りがございました。謹んでお詫びするとともに、下記のように訂正いたします。
読者の皆さまにご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。 中央経済社

該当箇所	誤	正
目次 13 頁 中段 働き方改革関連法の施行時期 の図表 施行時期 の列 同一労働同一賃金関連 の行	(パートタイム労働法) (労働者派遣法)	(短時間・有期雇用労働法)

該当箇所	文章追加
同じく目次 13 頁 最下段 最終行に右の文章を追加	※同一労働同一賃金関連を含む派遣法改正は全企業で 2020 年 4 月 1 日から施行

※訂正後の正しい図表



※三六協定について労働基準監督署が指導する際は、中小企業に配慮することを附則第3条第4項に追加

※裁量労働制の対象拡大は断念。裁量労働制などで働く人の健康確保措置（面接指導の実施）の強化の観点から、労働時間の把握を法律で企業に義務づけ（改正労安衛法66条の8の3）

※高度プロ制度について、本人の意思で離脱できる旨の規定を法案に明記

※施行時期の延期および時間外60時間超えの割増賃金率見直しの対象である中小事業主の定義は同一

※改正雇用対策法については、公布日（平成30年7月6日）から施行

※同一労働同一賃金関連を含む派遣法改正は全企業で2020年4月1日から施行